相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員は、障害特性や障害者(児)の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験(3年、5年、10年)と相談支援従事者研修の受講が要件となります。

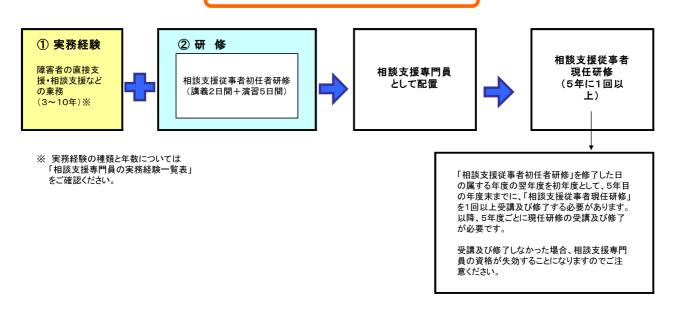
経験を有する者は、都道府県等の実施する「相談支援従事者初任者研修(全7日間)」を受講し、相談支援専門員になることができます。

「相談支援従事者初任者研修」の受講後は、「相談支援従事者現任研修」を5年に1回以上受講することが必要であり、この「現任研修」を受講しなかった場合、相談支援専門員としての資格は失効してしまいます。なお、再度相談支援専門員となるためには、「相談支援従事者初任者研修」を改めて受講しなければなりませんのでご注意ください。

次の(1)及び(2)の要件を満たすことが必要です。

(1)実務経験	障害児・者に対する、保健・医療・福祉・就労・教育の分野での相談支援・ 直接支援等の業務における実務経験 → 経験の種類に応じて、3年、5年、10年
(2)研修の修了	①「相談支援従事者初任者研修(全7日間)」 ② ①を修了後、5年に1回以上「相談支援従事者現任研修(全4日間)」 を修了

「相談支援専門員」の要件



相談支援専門員の実務経験一覧表

業務の	節囲	業 務 内 容	実務経験年数
障害者又は障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野に	①相談支援業務	平成18年10月1日においてイ又は口に掲げる者であった者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務等に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者	3 年以上
		イからへまでに掲げる者が相談支援業務等に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	5年以上
	②直接支援業務	イからハに掲げる者が介護等の業務に従事した期間 イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病 室 (療養病床に係るもの) その他これらに準ずる施設の従業者 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事 業の従事者又はこれに準ずる者 ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	10 年 以 上
おける支援業務	3 有資格 2	・上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 (ホームヘルパー) 2級以上 (現:介護職員初任者研修) に相当する 研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5 年以上
	等	上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等 (※)による業務に5年以上従事している者	3 年 以 上

■国家資格等(※)

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士

■実務経験及び日数換算について

「1年以上の実務経験」とは、「業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上であること」を言います。

(3年以上の実務経験が必要な場合は、3年以上かつ540日以上の実務経験、5年以上の場合は、5年以上かつ900日以上の実務経験、10年以上の場合は、10年以上かつ1800日以上の実務経験が要件となります。)

■相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

■直接支援業務

- ・身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務
- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務
- ・その他職業訓練又は職業教育等に係る業務